

乍恐以書付ヲ御窺奉申上候(儀八帳面引渡拒一件)

(平山家文書 No. 三四五三)

【积文】

乍恐以書付ヲ御窺奉申上候

一当七月、名主後見年番方^ハ諸事引受、御用

向相勤可申旨御請書奉差上候、其節先名主

儀八方より後見年番方^ハ、諸帳面引受相勤可

申由被 仰付候、依之右之趣^キ儀八方数度

申聞^セ候得共、如何相心得候哉、未^ク諸帳面相

渡不申候、委細之儀ハ御尋之上、乍恐口上^ニ

可奉申上候、以上

天明二壬 寅年九月

平山村

名主後見年番

組頭 新 七(印)

同 藤右衛門(印)

同 覚右衛門(印)

佐藤勘助様

以書付ヲ御窺奉申上候

一当七月、名主後見年番方^ハ諸事引受、御用
向相勤可申旨御請書奉差上候、其節先名主
儀八方より後見年番方^ハ、諸帳面引受相勤可
申由被 仰付候、依之右之趣^キ儀八方数度
申聞^セ候得共、如何相心得候哉、未^ク諸帳面相
渡不申候、委細之儀ハ御尋之上、乍恐口上^ニ
可奉申上候、以上

天明二壬 寅年九月

平山村

名主後見年番

組頭 新 七(印)

同 藤右衛門(印)

同 覚右衛門(印)

佐藤勘助様

【書き下し文】

恐れ乍ら書付を以て御窺い申し上げ奉り候

一 当七月、名主後見年番方え諸事引き受け、御用向

相勤むべき旨、御請書差し上げ奉り候、其の節、先名主

儀八方より後見年番方え諸帳面引き受け相勤め申すべき

由、仰せ付けられ候。これに依り、右の趣き儀八方へ数度

申し聞せ候えども、如何相心得候哉、未だ諸帳面相

渡し申さず候、委細の儀は御尋の上、恐れ乍ら口上にて

申し上げ奉りべく候、以上

平山村

天明二壬寅年九月 名主後見年番

組頭 新七(印)

同 藤右衛門(印)

同 覚右衛門(印)

佐藤勘助様